

ビルクリーニング分野特定技能協議会の設置について

1 目的

ビルクリーニング分野特定技能協議会は、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定）5（2）イの規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることを目的とする。

また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）4（4）オの規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的とする。

2 構成員

別紙1のとおり（運営委員会については別紙2のとおり）

3 資料及び議事概要

後日公開

4 事務局

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

5 開催時期

協議会については必要に応じ、運営委員会については3ヶ月に1回程度の開催を予定

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員

法務省出入国在留管理庁

警察庁刑事局組織犯罪対策部

外務省領事局

厚生労働省職業安定局

特定技能所属機関（現に 1 号特定技能外国人を受け入れている機関に限る）

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（事務局）

ビルクリーニング分野特定技能協議会運営委員会委員

法務省出入国在留管理庁

警察庁刑事局組織犯罪対策部

外務省領事局

厚生労働省職業安定局

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（事務局）